

2024（令和6）年度 大阪大学大学院高等司法研究科  
一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（民法）出題の趣旨

〔第1問〕

【設問1】

本問は、民法94条2項および対抗問題や無権利の法理等の物権変動論に関する複合的な事例について、基本的な知識をもとに筋の通った推論を展開することができるかを試すものである。

(1)では、CがAに対し甲の所有権を主張するのに、対抗要件としての登記または権利保護資格要件としての登記が必要かを論じることが求められる。

(2)では、Bが登記名義を有していることを踏まえて、CとDの関係において民法177条がどのように適用されるのかを考察する必要がある。

【設問2】

本問は、転用物訴権に関する判例の考えを理解しているかを試すものである。①残代金が回収不能である限りにおいて、Aの利得とCの損失との間に因果関係が認められること、および、②A・B間の賃貸借契約を全体としてみて、Aが対価関係なしに利益を受けたときに限り、Aの利得は法律上の原因のないものといえることを説明する必要がある。

〔第2問〕

【設問1】

本問は、Aが米の受取りを拒否していることにより、Bが売買契約の一部を解除することが認められる可能性について、判例に基づいた論述ができるかを試すものである。

Aの受領義務違反に基づく解除（民法541条、542条2項2号）の可能性を指摘し、判例が継続的な売買契約の事案で、信義則に照らして債権者の引取義務を認めていることを示したうえで、本問においてBが引取義務違反による契約の解除を主張する根拠を示す必要がある。

【設問2】

本問は、種類債務が対象になっている売買契約で、8月分のBの債務について履行不能における危険の移転について制度の理解をもとに事例を分析できるかを試すものである。

受領遅滞にあるため、履行不能における危険が移転しているという点を指摘し（民法567条2項）、米の給付のような種類債務の履行不能について、同債務が持参債務であり、給付に必要な行為を完了した時（民法401条2項）に種類債務が特定し、滅失しているため履行不能になっていることを示す必要がある。なお、種類物の特定に触れずに、民法413条の2第2項、536条2項により、受領遅滞にあるAが危険を負担するとの説明も評価される。